

**年金相談日**  
希望される方は事前予約が必要です。  
日時 9月10日 10時～15時  
場所 中央公民館  
申込 熊本東年金事務所  
☎096136712503

**認知症相談日**  
認知症の医療や介護方法などについての相談日を次のとおり開催します。  
日時 8月24日 13時～16時  
場所 役場本庁 相談室  
対象 認知症に関するいろいろな事柄について知りたい、または悩みを抱えている人  
(例) 認知症について知りたい、病院を受診するにはどうしたらいいか、介護サービスにはどんなものがあるか、物盗られの訴えや徘徊にどうしたらいいか等  
問合せ 福祉課 地域包括支援センター  
☎72-11677

**危険物取扱者試験のお知らせ**  
消防法の規定に基づき、令和3年度第2回危険物取扱者試験が次のとおり実施されます。  
試験種類 甲種・乙種第一類、  
第六類・丙種  
試験日 11月7日

**熊本の飲食店感染防止対策認証制度が始まりました**  
飲食店の利用客増加に繋げるため、感染防止対策を熊本県が確認・認証する制度が始まりました。これは熊本県が飲食店を現地確認し、基準に適合した店舗を熊本県認証店舗として登録するものです。登録店舗は専用ホームページに掲載され、感染防止の取組をアピールすることができ、また、登録店舗限定の補助金制度も申請できますので飲食店の皆様は積極的にご利用ください。認証を希望される方は事前に申請する必要があります。申請書は専用サイトからダウンロードしていただくほか、役場にも備えています。  
問合せ 熊本県 飲食店 認証 課  
☎096135316330

**願書受付期間**  
・書面申請 9月9日～9月16日  
・電子申請 9月6日～9月13日  
試験地 熊本市 八代市 天草市 玉名市  
※詳しくは、試験案内をご覧ください。  
願書等配置場所  
(一財) 消防試験研究センター 熊本県支部、熊本市消防局、熊本県内各消防本部、熊本県総務部市町村・税務局 消防保安課  
問合せ (一財) 消防試験研究センター 熊本県支部  
☎096136415005

町営住宅の入居者を募集します

**受付期間・場所** 8月31日(土日祝日を除く) 午前8時30分～午後5時まで 本庁建設課又は各支所 農林建設水道係  
**抽選会** 9月10日 午前10時(時間厳守) 役場本庁 (必ず印鑑を持参のうえ出席)  
**入居資格(全住宅共通)** ①同居しようとする親族がいること。 ②入居者全員の月額所得(所得金額から扶養等控除した額を12か月で除した額)が基準の金額を超えないこと。 ③住宅に困窮していること。 ④町税等を滞納していないこと。 ⑤申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。 ※月額の所得の金額については、下表入居資格(ア)のとおりです。  
**申込時提出書類(全住宅共通)** ①入居申込書兼同意書 ②住民票(入居者全員) ③所得証明書(入居者全員。無職であっても提出) ④納税証明書(納税義務者全員) ※入居者全員がマイナンバーカードをお持ちであれば、②住民票・③所得証明書は省略できます。

	団地名、場所、建設年度、間取り等	入居資格
町営住宅	馬見原川鶴団地(馬見原) 1戸 平成11年度建設 3DK 家賃 20,100円～39,600円 共益費あり・駐車場代あり	ア 月額の所得が、一般世帯は158,000円以下、高齢者・障がい者・小学校に入るまでの子どもがいる世帯は214,000円以下。
	今団地(今) 1戸 昭和61年建設 3DK 家賃 14,000円～20,700円 共益費なし・駐車場代なし	イ 単身入居の場合は、60歳以上の方、障がい者、生活保護者等。
	和の杜団地(須原) 2戸 平成3年度建設 2階建 4DK 家賃 17,600円～34,600円 共益費あり・駐車場代なし ※うち1戸告知事項あり	
貸特定公共住宅	和の杜団地(須原) 1戸 平成11年度建設 3DK 家賃 31,000円 共益費あり・駐車場代なし	ア 月額の所得が158,000円以上259,000円(居住の安定を図る必要があると町長が認める者については、487,000円)以下であること。 イ 町内に住所又は勤務場所もしくは事業場を有するもの。

空室の入居促進を図るために、応募者がなかった住宅については、入居者が決まるまで募集を行います。詳しいことにつきましては、下記問い合わせ先又は町ホームページまでお問合せください。  
問合せ 建設課 ☎72-1145

防災行政無線のデジタル化工事に伴う戸別受信機の設置(取り替え)について

近年、全国的に局地的な豪雨や土砂災害などが多発しています。熊本地震のような大きな災害もいつどこで起きてもおかしくない状況です。  
町では、防災行政無線の戸別受信機を各世帯に貸与し、災害に関連した放送や町の情報発信などを行っていますが、内容が聞き取りにくい地域があることに加え、放送施設の老朽化もあり、これらの改善が課題でした。  
このような状況を踏まえ、昨年度から、防災行政無線施設のデジタル化工事を進めています。

設置(取り替え)作業について

この工事に伴い、各ご家庭に設置してあります戸別受信機をデジタル化に対応した、新しい戸別受信機(右写真)に取り替える作業を行っていきます。  
作業は、令和3年8月から矢部地区の浜町から開始し、年内には、町内ほとんどのご家庭で設置(取り替え)が完了する予定です。  
作業には、町が発行した「作業従事者証」(写真②)を携帯した作業員が、各家庭を訪問して行います。  
ご不在の場合は、「不在票」を置いておきます。  
また、受信機の設置場所の写真を撮らせていただきますので、予めご了承ください。  
なお、**設置(取り替え)作業に係る費用負担は発生しません。**



<p>大矢野原演習場周辺無線放送施設設置工事 (山都町防災無線デジタル化事業) <b>作業従事者証</b> 日本コムシス株式会社 <b>山都太郎</b> (IDNo:2001) 有効期間:令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 発行期日:令和 年 月 日 (元請業者)日本コムシス株式会社 社会基盤事業本部 電気通信システム部 ○○ ○○</p>	<p><b>作業従事者注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業従事者は、常に本証を携帯すること。</li> <li>2. 施設や住宅に立ち入る場合は必ず本証を提示すること。</li> <li>3. 本証を紛失・破損した場合、ただちに元請業者に届け出ること。</li> <li>4. 本証は、他人に貸与しないこと。</li> <li>5. 作業従事者を免ぜられた際は、ただちに元請業者に本証を返還すること。</li> </ol> <p>作業従事者証であることを証明する。 山都町長 梅田 穂</p>
表	裏

「作業従事者証」(写真②)

新しい戸別受信機は、クリアな音声で、自治振興区や校区ごとに放送ができることが最大の特徴です。また、放送内容の録音機能があるため、万が一放送を聞き逃しても、あとから内容を確認することも可能です。

町民の皆様方には、工事が完了するまでの期間、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 総務課 防災係 ☎72-1111